

平成31年 第1回定例会

千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成31年2月18日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

平成31年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目 次

○招集告示

第 1 号 (2月18日)

| | |
|-----------------------------|----|
| ○議事日程 | 1 |
| ○会議に付した事件 | 1 |
| ○出席議員 | 2 |
| ○欠席議員 | 3 |
| ○説明のため出席した者 | 3 |
| ○議会事務局職員出席者 | 3 |
| ○開会及び開議の宣告 | 4 |
| ○諸般の報告 | 4 |
| ○広域連合長挨拶 | 5 |
| ○議事日程の報告 | 6 |
| ○議席の指定 | 6 |
| ○会議録署名議員の指名 | 6 |
| ○会期の決定 | 6 |
| ○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 7 |
| ○議案第2号～議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 8 |
| ○一般質問 | 32 |
| ○閉会中の継続調査の許可 | 45 |
| ○閉会の宣告 | 46 |
| ○会議録署名 | 47 |
| ○議決結果 | 49 |

千葉県後期高齢者医療広域連合告示第5号

平成31年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成31年2月4日

千葉県後期高齢者医療広域連合長 清水 聖 士

記

- 1 日 時 平成31年2月18日（月） 午前10時00分から
- 2 場 所 オークラ千葉ホテル 3階 エリーゼ
(千葉県千葉市中央区中央港1丁目13番3号)

平成31年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

議 事 日 程

平成31年2月18日午前10時開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第 1号 千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 日程第 5 議案第 2号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 議案第 4号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一
部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第2号)
- 議案第 6号 平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算
(第2号)
- 議案第 7号 平成31年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 議案第 8号 平成31年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 閉会中の継続調査の許可

会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第 1号 千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 日程第 5 議案第 2号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する

条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)

議案第 6号 平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)

議案第 7号 平成31年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第 8号 平成31年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算

日程第 6 一般質問

日程第 7 閉会中の継続調査の許可

出席議員(45名)

| | | | | | | | |
|-----|-------|-------|-------------|-----|-------|-------|---------------|
| 1番 | むら 村 | お 尾 | い さ お 伊佐夫 君 | 2番 | ち 地 | げ 下 | まさ ゆき 誠 幸 君 |
| 5番 | いし 石 | い 井 | のぶ しげ 信 重 君 | 7番 | やま やま | ぐち ぐち | えい さく 栄 作 君 |
| 8番 | つる 鶴 | おか おか | きよし 潔 君 | 9番 | みつ みつ | はし はし | ひろ あき 弘 明 君 |
| 11番 | せい 清 | みや みや | まこと 誠 君 | 12番 | わた わた | なべ なべ | なお き 直 樹 君 |
| 13番 | い い | じま 嶋 | まさ とし 正 利 君 | 14番 | き き | むら 村 | たか ひろ 孝 浩 君 |
| 15番 | やま やま | なか なか | かず お 一 男 君 | 16番 | まる 丸 | | あきら 昭 君 |
| 17番 | い い | さ さ | かず こ 和 子 君 | 19番 | こう こう | の の | しん いち 慎 一 君 |
| 20番 | たか たか | ぎ 木 | ひろ き 宏 樹 君 | 21番 | さ さ | く く | ま あきら 久 間 章 君 |
| 22番 | いし いし | がみ がみ | いち 市 太郎 君 | 24番 | ひら ひら | の の | あき ひこ 明 彦 君 |
| 25番 | みや みや | さか さか | な お 奈 緒 君 | 26番 | おお おお | こし こし | と み こ 登 美 子 君 |
| 27番 | さ さ | とう 藤 | れい こ 麗 子 君 | 28番 | お お | だか だか | よし のり 良 則 君 |
| 29番 | かな かな | まる まる | かず ふみ 和 史 君 | 30番 | た た | だ だ | やす たみ 育 民 君 |
| 31番 | たか たか | はし はし | ます え 益 枝 君 | 32番 | あ あ | べ べ | み つ え 美 津 江 君 |
| 33番 | おお おお | き き | でん 傳 一郎 君 | 35番 | お お | がわ がわ | よし たか 吉 孝 君 |
| 36番 | はん はん | ば 場 | しん いち 新 一 君 | 38番 | さ さ | とう 藤 | しゅう じ 修 二 君 |

39番 おおの ひろし 君
 大野博
 41番 いしわた えつこ 君
 石渡悦子
 43番 あらき かすみ 君
 荒木かすみ
 45番 かわしま ふじこ 君
 川島富士子
 47番 なかむら いきむ 君
 中村勇
 49番 むねしま まさひと 君
 宗島理仁
 51番 まるしま なか 君
 丸島なか
 53番 いし い よしきよ 君
 石井芳清

40番 いし い まさ お 君
 石井正夫
 42番 たかぎ たけお 君
 高木武男
 44番 いし だ けん いち 君
 石田謙一
 46番 う ざわ かず お 君
 鵜沢一男
 48番 い げ た まさ み 君
 井下田政美
 50番 かわ しま あき よし 君
 川嶋朗敬
 52番 やま だ ひさ こ 君
 山田久子

欠席議員（9名）

3番 あさの さち 君
 浅野さち
 6番 しのざき てつや 君
 篠崎哲也
 18番 あきま たか よし 君
 秋間高義
 34番 くぼき せいじ 君
 久保木清司
 54番 くら かわ だいじ 君
 黒川大司

4番 すずき いくお 君
 鈴木木久夫
 10番 かいほ さだお 君
 海保貞夫
 23番 はしもと れいこ 君
 橋本礼子
 37番 かとうおか みさこ 君
 加藤岡美佐子

説明のため出席した者

広域連合長 清水聖士 君
 局長 米山和喜 君
 総務課長 鶴岡徹 君
 資格保険料課長 菅野朋之 君
 給付管理課長 増田浩子 君

副広域連合長 岩田利雄 君
 局次長兼 西村和広 君
 会計管理者
 総務課長 小杉直子 君
 補佐
 資格保険料課長 佐藤直紀 君
 補佐
 給付管理課長 清水淳子 君
 補佐

議会事務局職員出席者

議会事務局長 原島和夫 書記 奥山 彰
 書記 田中房賢 書記 仲田篤史

開会 午前10時01分

◎開会及び開議の宣告

○議長（平野明彦君） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

ただいまから平成31年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は43名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

執行部からの写真撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長（平野明彦君） これより諸般の報告をいたします。

初めに、会議規則第139条に規定する辞職許可をした議員については、お手元に配布の辞職許可議員一覧のとおりであります。

次に、議会運営委員会委員の選任についてですが、委員会条例第5条第1項ただし書きの規定により、閉会中、議長において、お手元に配布の「議会運営委員会委員の選任について」のとおり、4名を指名いたしました。

次に、広域連合長から議案8件の提出があり、これを受理しましたので、ご報告いたします。

次に、説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により、広域連合長及び関係する事務局職員の出席を求めています。お手元に配布の説明員出席者一覧表のとおりであります。

次に、監査委員から、例月現金出納検査の結果について3件、定期監査の結果については1件、以上4件の報告がありました。それぞれお手元に配布の報告書のとおりであります。ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎広域連合長挨拶

○議長（平野明彦君）　ここで、広域連合長から発言したい旨の申し出がありますので、発言を許可いたします。

清水聖士広域連合長。

〔広域連合長　清水聖士君　登壇〕

○広域連合長（清水聖士君）　皆さん、おはようございます。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、広域連合議会の定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方におかれましては、公務ご多忙の中ご出席を賜り、心から感謝申し上げます。

平成20年4月時点で約49万2,000人でありました被保険者数は、平成31年1月時点で約80万4,000人となりました。また、当初予算額につきましては、平成20年度は約3,362億円でしたが、本日の提案しております平成31年度予算では約6,392億円を計上しており、いずれも今後しばらくは増加していく見込みでございます。

国におきましては、平成31年度の当初予算が初めて100兆円を超え、そのうち3分の1、約34兆円を社会保障費が占めているというところでございます。一方で、国では、少子高齢化、人生100年時代を見据えた全世代型社会保障制度の構築を図るとしており、さまざまな改革を行う必要があるとしております。

このような中、当広域連合といたしましては、高齢者の皆様が安心して必要な医療を受けられるよう、制度の適正かつ円滑な運営に引き続き努力してまいります。

本日は、千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任を初め、平成31年度当初予算案など、計8議案を提出させていただいております。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

○議長（平野明彦君）　ありがとうございました。

◎議事日程の報告

○議長（平野明彦君） それでは、これより議事に入ります。

本日の議事については、お手元に配布の議事日程のとおり進めたいと思いますので、ご了承ください。

◎議席の指定

○議長（平野明彦君） 日程第1、議席の指定を行います。

新たに選出された議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配布の議席表のとおり指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平野明彦君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、22番、石神市太郎議員、25番、宮坂奈緒議員の2名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（平野明彦君） 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野明彦君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（平野明彦君） 次に、日程第4、議案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水聖士広域連合長。

〔広域連合長 清水聖士君 登壇〕

○広域連合長（清水聖士君） それでは、私から、議案第1号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案の1ページをご覧ください。

議案第1号、千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、副広域連合長について、岩田利雄副広域連合長の任期満了に伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定により再任の同意をお願いするものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（平野明彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入りますが、通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野明彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は同意されました。

ただいま選任されました岩田利雄副広域連合長を、地方自治法第121条第1項の規定により、説明員として出席を求めます。

〔副広域連合長 岩田利雄君 入場〕

○議長（平野明彦君） ここで、選任されました岩田利雄副広域連合長からご挨拶をいただきたいと思っております。

〔副広域連合長 岩田利雄君 登壇〕

○副広域連合長（岩田利雄君） おはようございます。

ただいま副連合長に再任をいただきました、東庄町町長の岩田利雄でございます。

清水広域連合長のもと、広域連合の円滑かつ適正な業務の推進に努めてまいります。

議員各位にはご支援を賜りますようお願い申し上げます。

簡単でございますけれども、就任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（平野明彦君） ありがとうございました。

◎議案第2号～議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（平野明彦君） 次に、日程第5、議案第2号から第8号までの7件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水聖士広域連合長。

〔広域連合長 清水聖士君 登壇〕

○広域連合長（清水聖士君） それでは、私から、議案第2号から第8号について提案理由の説明を申し上げます。

議案の3ページをご覧ください。

議案第2号、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、働き方改革に伴う国家公務員の措置等を踏まえ、職員の健康保持等の観点から、時間外勤務命令の上限等を規則で定めることができるよう、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。

議案第3号、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、千葉県人事委員会勧告等の内容を踏まえ、職員の給料表、期末手当及び勤勉手当の改定を行うほか、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、17ページをご覧ください。

議案第4号、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、後期高齢者医療制度の保険料均等割軽減特例の改正を行うとともに、保険料軽減措置の所得判定基準の改正を行うものでございます。

続きまして、25ページをご覧ください。

議案第5号、平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

別冊の平成30年度予算書の1ページをご覧ください。

本案は、予算総額から歳入歳出それぞれ4,979万7,000円を減額し、補正後の予算総額を28億1,250万6,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。

補正予算の主な内訳でございますが、歳入では、第1款、分担金及び負担金の1億8,578万5,000円の減額、第4款、繰入金の1億3,600万円の増額などがございます。

次に歳出でございますが、第2款、総務費及び第3款、民生費において、記載のとおり減額するものでございます。

3ページをご覧ください。

債務負担行為でございますが、記載の1件について債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、議案の26ページをご覧ください。

議案第6号、平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明を申し上げます。

平成30年度予算書の15ページをご覧ください。

本案は、予算総額に歳入歳出それぞれ4億7,342万9,000円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ6,187億3,088万7,000円とするものでございます。

16ページをご覧ください。

補正予算の主な内訳でございますが、歳入では、第2款、国庫支出金の4,663万円の増額、第7款、繰入金の4,801万4,000円の減額、第9款、諸収入の4億7,400万7,000円の増額などがございます。

次に歳出でございますが、第1款、総務費の3,077万8,000円の減額、第5款、基金積

立金の4億8,337万7,000円の増額などがございます。

17ページをご覧ください。

債務負担行為でございますが、記載の2件について債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、議案の27ページをご覧ください。

議案第7号、平成31年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

別冊の平成31年度予算書の1ページをご覧ください。

本案は、予算総額を歳入歳出それぞれ24億8,215万3,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。

主な予算の内訳でございますが、歳入では、第1款、分担金及び負担金で、市町村からの負担金として24億5,870万7,000円を計上しております。

次に歳出でございますが、第2款、総務費で5億928万8,000円を計上しております。また、第3款、民生費では、特別会計への事務費繰出金として19億5,818万2,000円を計上しております。

続きまして、議案の28ページをご覧ください。

議案第8号、平成31年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

平成31年度予算書の27ページをご覧ください。

本案は、予算総額を歳入歳出それぞれ6,391億5,009万円とするものでございます。

28ページをご覧ください。

主な予算の内訳でございますが、歳入では、第1款、市町村支出金で1,203億4,839万7,000円、第2款、国庫支出金で1,960億9,661万6,000円、第3款、県支出金で526億1,127万4,000円、第4款、支払基金交付金で2,634億8,141万5,000円、第7款、繰入金で41億9,842万円などを計上しております。

29ページをご覧ください。

歳出では、第1款、総務費で19億5,021万9,000円、第2款、保険給付費で6,318億142万3,000円、第4款、保健事業費で32億2,492万2,000円などを計上しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平野明彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案第2号から第8号までの7件に対し一括して質疑を行います。

申し合わせ及び会議規則により、質疑における発言時間は、答弁時間を除いて1人20分以内とし、質疑回数は3回以内といたします。

3名から通告がありますので、順次発言を許します。

まず、石井芳清議員。

○53番（石井芳清君） 53番、石井です。

まず、議案第5号であります。平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）、7ページであります。一般管理費、時間外勤務手当の減額理由について承りたいと思います。

特に働き方改革もございしますが、有給休暇の平均取得日が平成28年度で13日、平成29年度で11日となっております。そういう面で、本年度におきまして、職員の労働がきつくなっているかということが懸念されております。この時間外勤務手当の減額理由について承りたいと思います。

次に、議案第6号であります。平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）、23ページであります。一般管理費、電算事務費、電算処理システム機器賃借料の減額理由。約27%ですか、非常に大きな減額となっておりますので、この減額理由について承りたいと思います。

次に、議案第7号、平成31年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、15ページであります。一般管理費、広報広聴費、7,397万1,000円でございます。広報紙からA4版ガイドブックなど、各項目の予算の詳細。そして、この間も課題がございました懇談会等の内容も見させていただいておりますが、新年度における改善点があれば、その内容について承りたいと思います。

次に、議案第8号、平成31年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算、33ページであります。市町村支出金、保険料等負担金ということで、今般、条例の改正も提案されてございますが、この軽減特例改正に伴う予算の影響がどのようになっているのかについて承りたいと思います。

次に、38ページであります。一般管理費、使用料及び賃借料、電算処理システム機器賃借料ということで、これも、この予算の詳細と昨年度の違いについて承りたいと思います。大変大きな金額となっておりますので、内容について詳細に承りたいと思います。

次に、47ページであります。健康診査費、各事業の詳細、特に歯科健康診査の予算内容について承りたいと思います。

最後に48ページであります。長寿・健康増進事業費、高齢者の低栄養・重症化予防等事業補助金、予算の詳細と昨年度との違いについて承りたいと思います。

質疑は以上でございます。

○議長（平野明彦君） それでは答弁を求めます。鶴岡徹総務課長。

○総務課長（鶴岡 徹君） 総務課長の鶴岡でございます。

それでは、一般管理費、時間外勤務手当の減額理由についてお答えいたします。

平成30年度当初予算の時間外勤務手当につきましては、過去の予算額、決算額等をもとに積算したところですが、今回の補正予算額の積算においては、補正予算積算時までの実績額及び補正予算積算時以降の見込み額を合計し、今年度の執行予定額を計算したところ、当初予算額を下回っていたため減額するものでございます。

続きまして、電算処理システムの機器賃借料の減額理由についてお答えいたします。

新システム機器類のリースの開始時期が、予算編成時の平成31年3月1日開始から平成31年4月1日開始へ変更となったため、本年度3月分のリース料を減額するものでございます。

続きまして、平成31年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の一般管理費、広報広聴費の予算の詳細、改善点の内容についてお答えいたします。

予算の詳細につきましては、懇談会委員謝礼のほか、通信運搬費として広報紙郵送料やプロバイダー利用料、手数料として広報紙配布手数料、委託料として広報紙発行業務委託料は、12月号12万3,000部、3月号71万3,000部を発行予定でございます。制度解説小冊子作成委託料は90万7,000部を発行予定でございます。制度周知のポスター作成委託料は3万部を発行予定、ホームページ作成システム保守委託料としてサーバーの管理・運用・保守、研修費用、制度解説A4版ガイドブック作成委託料は4万6,000部を発行予定、新規予算といたしましては、平成31年度限りではありますが、セキュリティー対策として通信の暗号化等を行うホームページ常時SSL化対応委託料を計上しております。

改善点といたしましては、広報紙発行業務では、高齢者が読みやすいように、注意喚起は目立つように、文字の大きさや文字の色、背景色を考慮し、グラフについてもさらに見やすく改善しております。制度解説小冊子作成業務では、ページ数を増やし、文字

が小さかったページの文字を大きく読みやすくするなど改善しております。

33ページ、市町村支出金、保険料等負担金、軽減特例改正の影響につきまして、予算編成時点では、今回の改正が正式決定されておらず、改正による影響が予測できないため、予算には反映してございません。

それから、38ページの一般管理費、使用料及び賃借料、電算処理システム機器賃借料で、予算の詳細と昨年度との違いということでございますが、平成31年度予算は、後期高齢者医療広域連合電算処理システムのパッケージの交換に伴いまして、端末やサーバー及び通信機器の入れかえを30年度中に実施し、入れかえ後の新機器類のリース料及び保守料となります。昨年度と比較し増額となっておりますけれども、平成30年度予算につきましては、入れかえ前の旧機器類のリース料及び保守料となっております。平成29年度中に満了したリース契約を延長しておりましたため、リース料が通常より割安となっているためでございます。

私からは以上でございます。

○議長（平野明彦君） 増田浩子給付管理課長。

○給付管理課長（増田浩子君） 私のほうから、保健事業について2つのご質疑にお答えいたします。

初めに、47ページ、健康診査費の詳細についてのご質疑にお答えいたします。

健康診査委託料は、本広域連合が全市町村と契約して被保険者が無料で健康診査を受けられる事業で、平成31年度の当初予算額は28億9,551万7,000円、受診率は37.8%を見込んでおります。予算の内容は、健診費用と受診券の発送等に係る事務費でございます。

次に、歯科健康診査委託料は、千葉県歯科医師会に委託して、76歳になる方を対象に無料で歯科口腔健康診査が受けられる事業で、全市町村で実施しております。事業費については、歯科健康診査事業委託料と歯科健康診査事務委託料がございまして、事業委託料につきましては健診に係る費用で、事務委託料は受診券の発送やポスター等の作成に係る費用でございます。平成31年度の当初予算額は7,182万4,000円で、受診率は13%を見込んでおります。それぞれの受診率につきましては、平成30年1月に策定いたしました第2期データヘルス計画の目標受診率でございます。

次に、市町村歯科健康診査補助金でございますが、当広域連合では、平成26年度から市町村が実施する後期高齢者に対する歯科健診に財政的な支援を行う形で歯科健診の受

診を促進しており、平成31年度は17市町村に対して補助金を交付する予定となっております。平成29年度末の受診率は、健康診査が35.5%、歯科健康診査が11.5%と、まだまだ低い状況でございます。より多くの方に受診いただけるよう、対象者へのさらなる周知が必要と考えております。

今後の取組についてでございますが、歯科口腔健康診査につきましては、平成31年度から全市町村で対象者全員に受診票を送付する予定でございます。今後も、市町村や医療機関などと連携を図りながら、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者の低栄養・重症化予防等事業補助金のご質疑にお答えいたします。

高齢者の低栄養・重症化予防等事業補助金は、事業を実施する市町村に対し、国からの補助金を交付するものでございます。平成30年度は2市町でございましたが、平成31年度は4市町が実施する予定で、対前年度453万6,000円の増となっております。

予算の内容でございますが、栄養に関する相談指導が34万8,000円、口腔に関する相談指導・訪問検診が10万円、服薬に関する相談指導が419万円、生活習慣病等の重症化予防が10万6,000円となっております。

以上でございます。

○議長（平野明彦君） 石井芳清議員。

○53番（石井芳清君） 53番、石井です。了解いたしました。

まず広報関係であります。制度の解説の小冊子につきましては、ページを増やす、また文字を大きくする。それから、色等も配慮されるというような改善をされるというふうに承りました。

広報等については、懇談会等でもさまざまな意見が出ておったふうに承っておりますが、今後といたしまして、例えばモデル事業といたしまして、広く県民に、どこかモデルと申しましょうか、そういう市町村、そこでいろいろな声を聞いてみる。出前の懇談会ということでも考えられるかと思えますけれども、さまざまな声を聞いて改善を進めていただけるように要望を申し上げたいと思えます。

それから、軽減特例については、制度改正前ということで、本予算案には反映されていないということで承りました。

それから、次に、特別会計当初予算の電算処理システムであります。38ページであります。これは約3億円ということで、パッケージの交換だというようなご説明であったかと思えます。大変大きな多額の入札事務となるというふうに思いますので、入札

事務の詳細については、この間も一般質問等で申し上げさせていただいておりますので、引き続き入札事務の改善、これは要望でございますが、進めていただければというふうに思います。

それから、歯科健康診査、また事業及び事務委託ということですが、こちらも、目標といたしましては本年度のデータヘルスの目標ということで承りました。

それから、特に市町村が行うものにつきましては、新年度においては全市町村で全対象者に郵送を行うということで、改善を進めていただけるということで期待をしております。

それから、最後の長寿・健康増進事業であります。2市町から4市町ということで、数的には倍の自治体が参加されるというふうに承っておりますが、しかし、これ、これからさらに進めるとなると、やはり市町村のいわゆるマンパワーですか、さまざまな専門の方々、それから市町村の医療関係、そういう方々のリソースというか、それが非常に差がございますので、今後その辺も含めまして、この事業は大切だというふうに思うわけでありまして、これをどう進めるかというのは、やはり本連合の進め方というのが非常に大事になるかと思っておりますので、引き続き対応を求めたいと思います。

以上でございます。

○議長（平野明彦君） 答弁はよろしいですかね。

以上で石井芳清議員の質疑を終わります。

次に、大木傳一郎議員。

○33番（大木傳一郎君） 33番の匝瑳市から選出されております大木です。

まず、議案第4号について、通告のとおりなんですけれども、後期高齢者医療に関する条例の一部改定、この点について、今回の改定による変化、特に各年度の負担増額、軽減額。

それから、第2点として各年度の被保険者数、総被保険者数から見た割合。

第3に、31年度、32年度、33年度、この3か年での総負担増額をお示しいただきたい。

次に、議案第5号、平成30年度一般会計補正予算（第2号）についてですが、その中で、制度解説の小冊子作成委託ということで1,402万8,000円の内容、発行部数、配布先について伺いたいと思います。

次に、議案第6号、30年度の広域連合特別会計補正予算（第2号）についてですが、今年の場合はインフルエンザが猛威を振るいましたが、そのインフルエンザに関する会

計への影響の状況についてご説明をいただきたい。

次に、健康診査事業費補助金を特別調整交付金に振りかえた理由についてお答えをいただきたい。

議案第7号について、平成31年度の一般会計予算についてですが、1つ、後期高齢者の負担増を解消する対策、あるいは高齢者に寄り添った制度改革にいかに関与するかについて伺いたいと思います。

次に、第2点として、高齢者、医療関係者などからの意見聴取、提言、これを聴取する制度の確立、対応をどう推進するかについて伺います。

第3点として、ジェネリック医薬品の普及の状況と、今後の推進策について伺います。

次に、議案第8号についてですが、平成31年度の広域連合の特別会計予算。

1つ、健康診査の市町村別受診状況を明らかにしていただきたい。

第2に、長寿・健康増進事業の各市町村の集約データ、特に全県に普及すべきすぐれた事業の紹介の事例をお聞きしたいと思います。

第3点として、被保険者などの声をどのように把握していくか。

第4点として、政府に対して積極的な意見具申をどのように推進していくか。

以上、質疑いたしますので、明快な答弁をお願いします。

○議長（平野明彦君） それでは答弁を求めます。清水聖士広域連合長。

○広域連合長（清水聖士君） ただいまの大木傅一郎議員の議案第7号についてのご質疑に、まず私が答弁させていただきます。

後期高齢者の負担増解消、高齢者に寄り添った制度改革にいかに関与するかについてでありますけれども、後期高齢者医療制度は、高齢化が急速に進むとともに医療費が増加していく中で、全ての高齢者に対して必要なときに必要な医療を確保するための制度であると認識しております。当広域連合といたしましては、高齢者の医療を確保するため、制度の安定的な運営に一層努めるとともに、国の動向等に注意し、必要に応じ国への要望も行ってまいりたいと考えております。

○議長（平野明彦君） 鶴岡 徹総務課長。

○総務課長（鶴岡 徹君） 大木議員の、まず議案第5号、制度解説小冊子作成委託について、まずお答えいたします。

内容といたしましては、後期高齢者医療制度の概要から、被保険者証、医療機関窓口での自己負担割合、高額療養費や各種給付、保険料、健康診査等制度の全般についてを

解説しております。32ページから成る、小さくて細長い冊子になっております。このようなものが現物になっております。発行部数は90万7,000部でございます、8月の被保険者証一斉更新に合わせて発送される被保険者証に同封されますほか、以降に被保険者になられた方に被保険者証を交付する際にも配布されます。

続きまして、議案第6号、猛威を振るうインフルエンザに関する会計への影響ということでございますが、今回の補正予算においてインフルエンザによる影響分については見込んでございません。現行予算において対応できると見込んでおります。

続きまして、健康診査事業費補助金を特別調整交付金に振りかえた理由ということですが、健康診査事業費補助金は、後期高齢者医療制度事業費補助金の一項目として国から交付されております。健康診査事業の国庫補助所要額の、これが5億3,098万7,000円のうち3億2,896万3,000円については特別調整交付金の交付対象とすることと厚生労働省保険局から通知があったため、予算を振りかえるものでございます。

議案第7号、高齢者、医療関係者などからの意見聴取、提言を聴取する対応をどう推進するかについてお答えいたします。

広域連合では、後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営に資するため、被保険者や医療関係者、医療保険者等の12名から成る懇談会を開催しており、制度の運営に関し意見を伺っております。また、広報紙などに事務局の電話番号を掲載し、被保険者の方からの意見や質問に対応するとともに、広域連合のホームページにはお問い合わせ用のメールフォームを設け、いつでも意見等をお寄せいただけるよう準備しているほか、医療関係者の皆様からは適宜要望をいただいております。引き続き、さまざまな意見が伺えるよう努めてまいります。

もう一つ、私から、平成31年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算におきまして、被保険者などの声をどのように把握していくのかについてでございます。

現場における被保険者からの意見を市町村を通じて伺うほか、広報紙などに事務局の電話番号を掲載し、被保険者の方からの意見や質問に対応するとともに、広域連合のホームページにはお問い合わせ用のメールフォームを設け、いつでも意見等をお寄せいただけるよう準備しております。今後も引き続き被保険者等の声を把握するよう努めてまいります。

政府に対しまして積極的な意見具申をどのように推進するのかについてお答えいたします。

意見、要望につきましては、市町村からの意見等を踏まえ、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて国へ提出しております。今後とも市町村と連携を図り、国に対し必要な意見、要望を行ってまいります。

私から、以上でございます。

○議長（平野明彦君） 菅野朋之資格保険料課長。

○資格保険料課長（菅野朋之君） 資格保険料課長の菅野です。

私のほうから、第4号議案、条例第15条第1項第1号から第4号までの改正に関する影響額についてお答えします。

まず、平成32年度以降の保険料率と被保険者数については、現在定まっておりますので、平成31年度の保険料率、被保険者数により計算したものとなります。

現行条例第15条第1項第1号、均等割額8.5割軽減を受けている被保険者につきましては、軽減が変わりませんので、平成31年度については影響はございません。平成32年度につきましては、平成30年度と比べて1人当たり年3,075円の増額となり、平成33年度につきましては、同じく年6,150円の増額となります。

同様に、現行条例第15条第1項第2号、均等割額9割軽減を受けている被保険者の影響額につきましては、平成31年度は1人当たり年4,100円の増額となります。平成32年度以降につきましては、1人当たり年8,200円の増額となります。

現行条例第15条第1項第3号、均等割額5割軽減を受けている被保険者の適用基準を拡大することによる影響額につきましては、2割軽減から5割軽減になりますので、平成31年度以降、1人当たり年1万2,300円の減額となります。

同様に、現行条例第15条第1項第4号、均等割額2割軽減を受けている被保険者の適用基準を拡大することによる影響額につきましては、平成31年度以降、1人当たり年8,200円の減額となります。

次に、本改正に該当する被保険者数についてお答えします。

平成32年度以降の保険料率と被保険者数については、現在定まっておりますので、保険料率算定に用いた伸び率により計算した平成31年度のみお答えさせていただきます。

均等割額が賦課される被保険者数は81万5,574名となります。そのうち現行条例第15条第1項第1号、均等割額8.5割軽減を受けている被保険者数は13万6,324名であり、総被保険者数から見た割合は16.72%であります。

同様に、現行条例第15条第1項第2号、均等割額9割軽減を受けている被保険者数は

17万2,211名であり、割合は21.12%であります。

現行条例第15条第1項第3号、均等割額5割軽減適用基準の拡大の影響を受ける被保険者数は2,028名で、0.25%であります。

現行条例第15条第1項第4号、均等割額2割軽減適用基準の拡大の影響を受ける被保険者数は4,570名で、0.56%であります。

次に、本改正に伴う影響総額についてお答えします。

平成32年度以降の保険料率と被保険者数については、現在定まっておられませんので、31年度の保険料率及び被保険者数により計算したものになります。

平成31年度につきましては、現行条例第15条第1項第1号の軽減基準は変わらないため、同第2号により7億606万5,100円の増額となり、3号及び4号による減額が6,283万6,600円となるため、合計で6億4,322万8,500円の増額となります。

平成32年度につきましては、同じく1号、2号により18億3,132万6,500円の増額となり、3号及び4号による減額が6,283万6,600円となるため、17億6,848万9,900円の増額となります。

同様に、平成33年度につきましては、同じく第1号及び第2号により22億5,052万2,800円の増額となり、3号及び4号による減額が6,283万6,600円となるため、21億8,768万6,200円の増額となります。

私からは以上です。

○議長（平野明彦君） 増田浩子給付管理課長。

○給付管理課長（増田浩子君） 私のほうから3点のご質疑にお答えいたします。

初めに、ジェネリック医薬品の普及の状況と今後の推進策についてのご質疑にお答えいたします。

ジェネリック医薬品の普及状況でございますが、平成29年度で申し上げますと、使用割合は68.5%、効果額は約2億6,400万円でございます。

今後の推進策についてでございますが、現在ジェネリック医薬品の理解の促進については、年3回のジェネリック差額通知のほか、医療費通知、広域連合だより、ホームページ等での啓発に努めております。また、被保険者証の更新や新規加入者への被保険者証送付の際に同封いたします制度周知の小冊子は、ジェネリック医薬品希望カードを切り離してご利用いただけるようにしているほか、27年度からは被保険者証や診察券、お薬手帳に張ってお使いいただけるよう、ジェネリック医薬品希望シールを導入しており

ます。

当広域連合といたしましては、医療費の増加が見込まれる中、他の広域連合の好事例を参考にするなど、今後も引き続きジェネリック医薬品の理解の促進に対し創意工夫に努めてまいりたいと考えております。

次に、健康診査の市町村別受診率についてのご質疑にお答えいたします。

受診率は年々微増で推移しており、29年度は35.5%、対前年度0.3%の増となっております。ご質疑の市町村別の受診率でございますが、全54市町村のうち、50%以上と高い受診率の市が4市ございまして、上位から申し上げますと、袖ヶ浦市が58.7%、流山市が53.1%、船橋市が50.7%、君津市が50.1%となっております。このほかの市町村の状況でございますが、30%以上50%未満が24市町村、残る26市町も10%以上となっている状況でございます。

今後も、市町村や医療機関などと連携を図りながら受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、長寿・健康増進事業の各市町村の集約データと、全県に普及すべきすぐれた事業の紹介事例についてのご質疑にお答えいたします。

長寿・健康増進事業につきましては、後期高齢者の健康づくりのため市町村が実施する人間ドックや、はり・きゅうの助成などの事業に対し、国の特別調整交付金交付基準に基づき、補助金として予算の範囲内で財政支援を行っております。平成30年度は全市町村で実施しており、それぞれ実施団体数で申し上げますと、はり・きゅう等利用助成事業が30市町、人間ドック等事業費助成が49市町村、健康教育・健康相談等の啓発事業などが6市町でございます。

すぐれた事業の紹介事例でございますが、市町村や他の広域連合の保健事業の好事例につきましては、保健事業市町村担当者説明会等で情報提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平野明彦君） 大木議員、再質疑はよろしいですか。大木傅一郎議員。

○33番（大木傅一郎君） では、再質疑をいたします。

議案第7号についてですが、第4号にも関連するわけですけれども、負担が年々重くなる。高齢者の比率が高まれば、そして医療費が増大すれば、当然保険料にはね返ってくるということで、高齢者の実態は、現役並みの所得のある人はたったの8.3%ぐらい。

ほとんど、92%は年金を中心とした低所得者と、そういう中で負担だけがどんどん重くなると、こういう状況に、耐えがたき負担の状況になるわけですが、いわゆる減免制度、県連合としても、これをやはり大いに活用しなければならない。

それから、やはり安定的な運営をしていく上でも、県連合として、やはり重要なポイントを持つ政府に対して、どのように意見具申をするかということが大事だと思うんです。例えば私の所属する匝瑳市では、去る12月議会に、今度後期高齢者の医療費の窓口負担を2割にするという、こういう動きに対して1割負担の継続を求める意見書をほぼ全会一致で議決をし、関係機関に送付したわけですが、私は、この県の広域連合の議会としても、全国の広域連合とは別に、やっているのは私も承知していますけれども、県連合として独自の意見書の発信、こういうことをすべきではないかと、このように思うわけであります。

ジェネリックの医薬品の問題は、大変心強く感じました。これは被保険者の負担軽減、そして県の連合の財政にとっても大変意義ある取組だと思いますので、特に全国的なよりよい経験を大いに生かして、今後もジェネリック医薬品の普及のためにご尽力をいただきたいと、このように思います。

次に、議案第8号についてですが、後でも結構ですから、全県の健康診査の受診率の状況調べを議員の皆さんにお配りをいただきたい。実態が見えるような形でご配布方お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、被保険者などの声をどう把握していくか。私も広域連合のホームページを見させていただきました。今の答弁にもあるように、市町村からの間接的な意見反映、あるいは電話、ホームページ、これでは十分な意見聴取に至らない。その数というものの実態は極めて少数だと思うんです。これ、やはり高齢者の苦しい状況を把握していく上で、もっと積極的な把握のためのご努力をいただきたいというふうに思いますが、今後どう対処するか、お願いをいたしたいというふうに、以上です。

○議長（平野明彦君） 鶴岡 徹総務課長。

○総務課長（鶴岡 徹君） 被保険者などの、これからどのように声を把握していくのかということでございますが、現場における被保険者からのご意見、市町村を通じて日々いただいております。そのほか、懇談会には被保険者の代表も委員としてお願いしておりますので、引き続き、より活発な意見をいただけるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平野明彦君） 増田浩子給付管理課長。

○給付管理課長（増田浩子君） 私のほうから、全県の健康診査の受診率についてのご質疑にお答えいたします。

全県の受診率につきましては、厚生労働省のほうから公表はされていないところですが、全国の受診率につきましては、28年度で28.0%ということで、厚生労働省のほうから情報提供していただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（平野明彦君） 大木議員、よろしいですか。大木傅一郎議員。

○33番（大木傅一郎君） いわゆる被保険者等の要望、願い、意見をどう把握するかというのは、今後の広域連合の正しい事業運営に欠かせない。ところで、どうですか。例えば電話での訴えというのは年間何件ぐらいあるんですか。それから、ホームページでメールか何かでの関係者からの発信というのは年間どれぐらいあるか。その実態をちょっと明らかにしていただきたい。

それから、全国は、私もそれは承知していたんですが、問題は県内の54団体の実態ですよね。それはもうデータはあるはずですよ。それを私は全部、54をここでとうとうと述べてはいただきたくないので、ここにおられる、いわゆる関係議員に、その情報をお送りいただいて参考にさせていただきたいということで、さらにお願ひしたいというふうに思います。

さらに、懇談会なんですけど、これは極めて意見聴取のためには重要だと思うんですよ。この懇談会の議論の内容については、私もしばらく、8年も議員をやめていましたので、広域連合、最初のころ、一度やったことがあるんです。発足直後にね。ところが、不勉強なので、ぜひ懇談会でどんな意見が出たか、それから、全国的な傾向として、やはり同じ団体じゃなくて広く意見を聴取するために、医療関係者がどういう方々なのか。例えば保険医協会の方がそこに入っているのかどうか。最も積極的に意見具申できるところの方々を、やはり懇談会の委員に選出して、よりよい意見を酌み取っていくということが大事だと思うんですが、その議論の内容はどこを見たら、ホームページに載っていますか。私もちょっと見たんですが、ちょっと発見できなかったんですよ。その議事録、東京の広域連合は載ってましたよ、確かに。千葉はどうなんでしょうか。

以上でございます。

○議長（平野明彦君） 鶴岡 徹総務課長。

○総務課長（鶴岡 徹君） 総務課長でございます。

被保険者からのご意見、電話やホームページ等でどのくらい件数として寄せられているのかということですが、現状で件数の把握はしておりませんが、ホームページの問い合わせフォーム、それから電話での問い合わせ、これは日々業務の中で寄せられております。日々、個々具体的なものについて業務の中で対応させていただいているところです。

懇談会につきましては、12名の委員で構成されております。被保険者の代表としてはシルバー人材センター連合会や老人クラブ連合会等、保険医療代表としては千葉県医師会、千葉県歯科医師会等、また医療保険者代表としては健康保険組合連合会や全国健康保険協会等から委員をお願いして、さまざまな立場からご意見を頂戴しているところでして、今年度については、先ほどのご答弁の中でもちょっと触れさせていただいたんですが、被保険者への広報紙へのよりよい周知の仕方であるとか、ホームページへの掲載の仕方なんかは、お諮りしてご意見を頂戴しております。

私からは以上でございます。

○議長（平野明彦君） 増田浩子給付管理課長。

○給付管理課長（増田浩子君） 県内の全市町村の健診の実施状況につきましては、30年10月に「平成29年度後期高齢者医療の概況」というものを皆さんにお渡ししていると思うんですが、こちらのほうに健康診査の実施状況について記載しているところでございます。

以上でございます。

○議長（平野明彦君） 以上で大木傅一郎議員の質疑を終わります。

次に、石渡悦子議員。

○41番（石渡悦子君） 41番、多古町の石渡悦子でございます。

議案第4号につきまして質疑を行います。匝瑳市の大木議員と重複する点があるかと思いますが、通告に従いまして質疑を行いますので、よろしくお願いいたします。

議案第4号、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、まず第1点として、低所得者に係る保険料均等割軽減措置の見直しによって生じる、9割、8.5割軽減のそれぞれの対象者数と影響額を伺います。

第2点といたしまして、現行の被保険者均等割額の軽減特例適用対象者の保険料滞納

状況につきまして、現況をお示してください。

第3点目として、5割軽減、2割軽減の適用となる所得基準額引上げによる対象者数及び影響額についてお示してください。

以上でございます。

○議長（平野明彦君） 菅野朋之資格保険料課長。

○資格保険料課長（菅野朋之君） 議案第4号の質疑に対しお答えさせていただきます。

9割軽減、8.5割軽減、それぞれの対象人数、影響額についてお答えします。

平成32年度以降の保険料率と被保険者数については、現在定まっておられませんので、31年度の保険料率及び被保険者数により計算したものととなります。

現行9割軽減を受けている被保険者は17万2,211名であり、その影響額につきましては、平成31年度は1人当たり年4,100円の増額となり、その総額は7億606万5,100円となります。また、平成32年度につきましては、1人当たり平成30年度と比べて年8,200円の増額となり、その総額は14億1,213万200円の増額となります。

均等割額8.5割軽減を受けている被保険者数につきましては13万6,324名であり、その影響額は、平成31年度につきましては現行のままであるため、影響はございません。平成32年度につきましては、平成30年度と比べて被保険者1人当たり年間で3,075円の増額となり、総額で4億1,919万6,300円の増額となります。平成33年度につきましては、平成30年度と比べて被保険者1人当たり年間で6,150円の増額となり、総額で8億3,839万2,600円の増額となります。

次に、保険料軽減適用対象者の保険料滞納状況につきましてお答えします。

平成29年度の各市町村の決算時における保険料滞納者数につきましては、県内で1万3,431名であります。また、保険料収納につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第104条により市町村業務となっており、軽減対象者ごとの滞納状況については把握しておりません。

次に、5割軽減、2割軽減、それぞれの対象人数、影響額についてお答えします。

試算によりますと、均等割額5割軽減適用基準の拡大の影響を受ける被保険者数は2,028名であり、その影響額につきましては、平成31年度以降は1人当たり年1万2,300円の減額となっており、その総額は2,536万2,600円となります。

また、均等割額2割軽減適用基準の拡大の影響を受ける被保険者数は4,570名であり、その影響額につきましては、平成31年度以降は1人当たり年8,200円の減額となってお

り、その総額は3,747万4,000円となります。

私から、以上です。

○議長（平野明彦君） 石渡悦子議員。

○41番（石渡悦子君） ありがとうございます。

現行の被保険者均等割額の軽減特例適用対象者の保険料滞納については、状況を広域連合としては把握していないというようなご答弁でございました。各市町村、それぞれ状況は捉えているというふうに思っております。多古町でも十数件という数値が出ているわけですが、広域連合として県全体の状況を把握する必要はないのでしょうか。そのことによって高齢者の生活実態を的確に捉える必要があるのではないかとこのように考えますが、ご答弁をお願いしたいと思います。

また、現行制度では、均等割額7割軽減世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯については9割軽減とすると定められております。今条例改正によりまして、本則の7割軽減となりますと、均等割だけで9割軽減の方は8,200円の負担増で、8.5割軽減の方も含めると、平成33年度の影響額、約ですが22億5,000万円となるわけでございます。

千葉県全体で被保険者数80万人のうち、30万8,500人、約40%の方々が影響を受けることとなります。現状でも厳しい状況下の中である高齢者を追い詰める制度改正はすべきではないというふうに考えますが、連合長のご見解をお願いしたいと思います。

○議長（平野明彦君） 菅野朋之資格保険料課長。

○資格保険料課長（菅野朋之君） 所管ですので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、滞納者の所得階層と伺いますか、軽減を受けている方の滞納者数を把握しないのかということにつきましては、先ほども申しましたけれども、収納については各市町村の事務となっておりますことから、現在のところ、その数字を集めることについては考えておりません。

また、今回の軽減特例の廃止につきまして、これにつきましては、国のほうから現行の9割、8.5割軽減というものが、本則の軽減のさらなる上乘せとして制度創設時に設けられた制度の安定のための暫定的な措置であるということ、団塊の世代が後期高齢者医療制度にこれから加入してくることにより、今後医療費の増加が避けられない状況であることなどを踏まえた上で、世代間の負担の公平ということ、あらゆる人が安心して

保険制度を受けられるようにすることを考えた上で実施される。現状の7割に上乘せされている9割、8.5割軽減については、これはいずれは見直ししなければならないということで、これが今回の見直しの土台となっているものであります。

じゃ、いつ、この改正を行うのか、どのタイミングで実施するのかということを考えてときに、今年の10月から所得の低い方への介護保険軽減適用の強化だとか、年金生活者支援給付金の支給というものが開始されるということから、このタイミングで改正されたものと認識しております。

私から、以上です。

○議長（平野明彦君） 石渡悦子議員。

○41番（石渡悦子君） 先日、資料として配られましたけれども、2018年、平成30年6月6日付の全国後期高齢者医療広域連合協議会から国に対して後期高齢者医療に関する要望書が出されております。その中には、保険料軽減措置につきましては平成29年度から見直しが行われ、被保険者の負担が大きくなっている。これ以上高齢者の生活に影響を与えるような保険料負担とならないよう、当面は据え置くこととされている均等割軽減特例措置については、低所得者の負担軽減を図るために、現行の制度を維持することとあわせて恒久化についても検討することというような要望書がございます。恒久化についても検討するということが協議会のほうから要望として出されている、明記されているということは、資料の中でわかりました。この全国協議会から出されている要望は非常に重要であるというふうに考えます。それに対して広域連合がどのような認識を持っているのか、改めて伺います。

また、基金の取崩し等を含めて条例改正を回避する方法、そういうものを検討すべきではないかというふうに考えますが、あわせてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（平野明彦君） 菅野朋之資格保険料課長。

○資格保険料課長（菅野朋之君） 今回の軽減特例の廃止につきましては、私どもとしても影響は大きいものと認識はしております。そうした中で、広域連合の協議会のほうを通じて、影響が大きいのでということで要望はしておりますけれども、全体、全世代型の社会保障、この後期高齢者医療制度の持続ということの中で、やむを得なく今回見直しがされているものと認識しております。

基金の取崩しに関しましては、過去の議会でも質問としていただいているところではございますけれども、今後何かあった場合の備えとして、基金については充てるものと

して考えておりますので、これを取り崩して軽減に充てるということは考えてございません。

私から、以上です。

○議長（平野明彦君） それでは、以上で質疑を終わります。

これより議案第2号から議案第8号までの7件に対する討論及び採決を行います。

まずは、議案第2号の討論を行います。通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平野明彦君） ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号の討論を行います。通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平野明彦君） ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号の討論を行います。

石渡悦子議員から通告がありますので、発言を許します。

石渡悦子議員。

〔41番 石渡悦子君 登壇〕

○41番（石渡悦子君） 多古町の石渡悦子でございます。

議案第4号、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

この条例改正によりまして、9割軽減、8.5割軽減対象者は、全て7割軽減となり、その影響を受ける人数は現況で30万8,500人を超え、県全体の約40%にも及びます。影響額は最終的に単年度22億5,000万円に上ります。

そもそも、この条例、均等割特例措置を受けている方々は低所得者です。今でさえ厳

しい生活を余儀なくされている高齢者の暮らしをさらに圧迫するものです。全国協議会の要望書にも出されているとおり、現行制度の恒久化こそ望ましい方向ではないでしょうか。

この条例改正は、同時に、5割、2割軽減の適用拡大と抱き合わせとなっておりますが、5割、2割軽減拡大につきましては賛成であり、反対するものではありません。しかしながら、特例軽減廃止の方向は、さらなる滞納者や受診抑制を生じさせるもので容認できません。

以上のことから、反対の立場からの討論とさせていただきます。

○議長（平野明彦君） 以上で、議案第4号の討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（平野明彦君） ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号の討論を行います。通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平野明彦君） ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号の討論を行います。通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平野明彦君） ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号の討論を行います。

石井芳清議員から通告がありますので、発言を許します。

石井芳清議員。

[53番 石井芳清君 登壇]

○53番（石井芳清君） 53番、石井です。

議案第7号、平成31年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、反対の立場で討論をいたします。

2008年に本制度が発足し、千葉県後期高齢者医療広域連合の予算総額は、今や6,400億円を超えています。一般会計予算は、その運用を行う職員の給与や事務経費が主なものです。しかし、運用の体制は極めて脆弱であると言わざるを得ません。

職員は県や市町村からの出向で、2年から3年の入れかえであり、仕事を覚え、職場になれたころにはもとの職場に戻る、この繰り返しです。その結果、ここ数年は事務のミスが絶えない事態が続いています。後期高齢者の方々の医療をあずかる組織です。ミスがあってはなりません。後期高齢者医療広域連合の組織をどう改革するのか、本連合内だけで解決できるのか、国の改正が必要なのか、早急に議論を起し、具体的な手だてをとることを求めて反対の討論を終わります。

○議長（平野明彦君） 以上で、議案第7号の討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（平野明彦君） ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号の討論を行います。

2名から通告がありますので、順次発言を許します。

まず、大木傳一郎議員。

[33番 大木傳一郎君 登壇]

○33番（大木傳一郎君） 33番、匝瑳市の大木です。

私は、議案第8号、平成31年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について反対をいたします。

反対の理由の第1は、現役並みの所得のある高齢者は全体でたったの8.3%、92%が年金を中心とした低所得者に占められています。低所得者にとって余りにも重い負担。今回の改定によって、さらに特例減免制度が段階的に廃止をされるということで、一層

の予算的にも冷たい予算と言わざるを得ません。

それだけでなく、均等割、所得割、賦課の限度額、この制度が始まって約10年、年々重い負担がのしかかるという状況には変わらないので、この辺は連合としても重大な関心を持って軽減のための努力をすべきではないか。

第2に、後期高齢者1人当たりの保険料の調定額、これが全国高いほうから見て、千葉県は第10番目です。全国平均は6万8,768円、千葉は7万2,348円ということで、2,000円から3,000円、全国平均から見て高い状況になっている。そんなような状況の中です。現年度分の保険料の徴収率、千葉県、どうか。全国41位と低迷しているわけです。負担が重い中での保険料の減免も、平成25年は252件、それが平成29年になると92件。余りにも低過ぎます。

第3に、保険料が不公正であります。県下市町村によって多額の差のある1人当たりの保険料の調定額が、名前は申しませんが、最高は10万2,325円、最低は私の匝瑳市の隣町の横芝光町、3万9,675円。差額は何と6万2,650円も、1人当たりの保険料の調定額に差がある。それが一律に7万2,348円。特に低いのを順序立てて言いますと、横芝光町、大多喜町、長南町、九十九里町、副連合長の東庄町、そして次が私の匝瑳市と、いわゆる千葉県の北東部、それから九十九里沿岸、こういうところが1人当たりの保険料の調定額が低い。全体にすると、その差額が余りにも大き過ぎて非常に矛盾があるというふうに思います。全体で4万円以下の市町村が54市町村のうち21市町村を占めている。ですから、このような矛盾解決のための努力が求められると思います。

第4に、さらに1人当たりの医療費の問題です。1人当たりの医療費の一番高いのは、私は、名前は言いません。ただ、ある町は93万8,097円、一番低いのが副連合長の東庄町、65万9,694円。その差額は何と26万8,403円という、これほどの多額の差がある。低いのは東庄町、旭市、横芝光町、そして我が匝瑳市も4番目に低い。医療費も低いし、保険料の調定額も低い。なのに高い一律の保険料を徴収する。これで果たして高齢者が納得できるでしょうか。

それから、今日の質疑の中でも明らかになったように、第5番目として、そんな不公平、不公正な制度を変えようという、そういう方針、対策が見られない。残念です。

第6点として、議会のあり方。高齢者、医療関係者などからの意見聴取、提言を聴取する体制、制度、その実数さえここで報告できないと。恐らくつかんでいると思うんです。低いんですよ。数件ですよ、たしか私が調べた限りでは。ですから、意見を聴取

したとは言えない実態なんです。私は、連合の安定的、よりよい制度充実のために、ここが大きな鍵になると思うんです。さらなるご尽力をお願いしたい。

それから、第7点として、問題山積の後期高齢者医療の抜本改善について、政府、関係機関に積極的な意見具申が弱いです。匝瑳市では、約10人の議員の発議で1割負担の継続を求める意見書を採択しました。私が提案したんですが、全国の広域連合は政府に対して同じような意見を具申しています。やはり独自で、千葉県としても独自として、全国連合がやっているからいいという問題じゃない。高齢者の痛みに関する問題ですから、ぜひ千葉県連合としても関係機関に個別の意見具申をしていただきたい。

それから、最後に第8点として、長寿・健康増進事業、名ばかりだと思うんです。低栄養防止・重症化防止事業、議員の飯嶋さんのところの旭市1市だけです、やっているのは。これは、事業をやっているというふうに、みっともなくって言えないような状況だと思うんです。総予算は全県で9万3,866円という、全体的に6,000億の予算の中でこういう状況。これは認めるわけにはいきません。高齢者が安心して安全な医療を受けられるために、広域連合としての対策、対応を求めたい。

きつい意見を述べましたが、これは後期高齢者医療広域連合制度そのものに問題をはらんでいると思うんです。6,000億円の予算審議がたったの数時間で議会は終わる。どこかの国の議会とちょっと似ているような感じだと私は感じます。果たしてこれでいいのだろうかという問題提起を述べて討論としたいと思います。

○議長（平野明彦君） 次に、金丸和史議員。

〔29番 金丸和史君 登壇〕

○29番（金丸和史君） 29番、印西市議会選出の金丸和史でございます。

議案第8号、平成31年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算に賛成の立場で討論させていただきます。

さて、千葉県の人口は現在約627万人となっております。この広域連合の被保険者数は80万人に達するまでとなっております。その医療を支えているのが、この医療制度でございます。この特別会計は、被保険者の保険料及び県内54市町村の拠出等により成り立っております。本日、平成31年度当初予算が上程され、その予算規模6,391億円となっております。この予算がなければ、千葉県内の後期高齢者の方々の医療費を賄うことができません。

被保険者の負担増ということは課題ではございますが、これは国の法律で決められた

ものでございます。その議論は国会においてなされると存じております。そして、また、耳ざわりのよい話ばかりでは、持続可能な制度運営、広域連合の運営がおぼつきません。

そして、この広域連合の職員は、先ほどから話がございますが、県及び各市町村から選抜された方々です。この職員の方々、県及び市町村を代表する職員だと感じております。当然、この予算編成に当たっては一生懸命汗を流され、一円の無駄もない予算編成と信じております。そして、持続可能な制度としていくべき大切な財源であります予算に反対する理由もございません。

そのようなことを申し上げ、また、大切な財源を使命感を持って今後執行に当たっていただくことを祈念申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（平野明彦君） 以上で、議案第8号の討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（平野明彦君） ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

以上で、上程された議案の審議を終わります。

◎一般質問

○議長（平野明彦君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

申し合わせにより、質問時間は、答弁を含め一人15分以内とし、質問回数は3回以内といたします。質問については、執行部の答弁時間を考慮されるようお願いいたします。

それでは、4名から通告がありますので、順次発言を許します。

まず、大越登美子議員。

〔26番 大越登美子君 登壇〕

○26番（大越登美子君） 26番、四街道市の大越です。よろしくお願いいたします。

最初に、1、保健事業について伺います。

①保健事業の広域連合の役割とは何か。

②毎年春と秋に、全国後期高齢者医療広域連合協議会より厚生労働大臣宛てに要望書を提出されております。6月の後期高齢者医療制度に関する要望に対する回答では、

どのような方向性が示されているのか伺います。

③平成33年、人間ドック助成廃止に関して、今後広域連合では取組はされないのか。また、市町村の状況を伺います。

④高齢者の低栄養防止・重症化予防等の事業を平成29年度から開始されておりますが、平成30年度から国保保険者となった県とともにこういった連携が図られるのか。

2、後期高齢者の窓口負担のあり方について。

①今後の方向性を、要望の回答を踏まえお聞かせください。

②市町村の取組状況の把握はできないものか伺います。

以上、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（平野明彦君） それでは、答弁を求めます。鶴岡 徹総務課長。

○総務課長（鶴岡 徹君） 後期高齢者の窓口負担のあり方について、市町村の取組状況の把握はできないものかということについてお答えいたします。

広域連合では、全市町村に対して意見を聴取しているほか、協議会、幹事会、担当課長会議等を通じご意見を伺っております。引き続き市町村と連携を図り、状況の把握に努めてまいります。

私からは以上でございます。

○議長（平野明彦君） 菅野朋之資格保険料課長。

○資格保険料課長（菅野朋之君） 資格保険料課長です。

窓口負担のあり方についてお答えします。

保険医療機関等の窓口で負担する医療費の一部負担金の割合を変えるということにつきましては、これまでも社会保障審議会医療保険部会において議論がされているところです。当広域連合におきましても、制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から大変重要なことと考えております。

そこで、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じ、厚生労働大臣に対し、制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から、現状維持に努めることなどを要望したところです。この要望に対し厚生労働省より、今後の窓口負担のあり方を検討していくに当たっては、医療保険制度の持続可能性の観点を踏まえつつ、高齢者の方々の生活や負担へのきめ細やかな配慮を行いながら丁寧に検討していきたいとの考えが示されております。

今後も、国の動向を注視し、引き続き要望していきたいと考えております。

○議長（平野明彦君） 増田浩子給付管理課長。

○給付管理課長（増田浩子君） 私のほうから、保健事業の4点のご質問にお答えいたします。

初めに、保健事業における広域連合の役割とは何かについてでございますが、平成30年4月に厚生労働省より示されております「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」におきまして、広域連合が保有している健診結果やレセプト等の情報を、地域の健康課題が比較できるように加工した統計資料等を作成し、市町村に情報提供するなどして支援していくこと、保健事業を主体として実施している市町村への支援、医療機関などの関係団体との連携としております。

保健事業は、被保険者の状況や地域のニーズの把握が重要でございます。このことから、当広域連合では、市町村に総合的な取組を行っていただくため情報提供や支援を行っております。

次に、高齢者医療制度に関する要望の回答ではどのような方向性が示されているかについてお答えいたします。

保健事業の要望では、広域連合と市町村の役割分担と健診項目の拡充及び財政支援などについて求めています。厚生労働省は「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」におきまして、保健事業は、保険者機能を有する広域連合が中心となり、市町村やかかりつけ医等と連携・協力しながら実施していくことが必要であるとしております。さらに、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する仕組みの検討を進めており、有識者会議の報告書では、広域連合が保健事業全体の方向性の策定等を示し、市町村は、国民健康保険の保健事業等のノウハウや、市民に身近な存在であることを生かし、高齢者一人一人の状況を踏まえながら保健事業を実施するといった方向性を示したところでございます。また、健診項目及び財政支援につきましては、特定健康診査に準じて実施しているので理解いただきたいとの説明があったところでございます。

次に、平成33年度で人間ドック助成廃止に関して、今後広域連合では取組はされないのか、市町村の状況はどうなっているのかについてのご質問にお答えいたします。

初めに当広域連合の対応でございますが、人間ドック助成廃止につきましては、平成30年7月に厚生労働省より、交付上限額を平成30年度から32年度までの3か年で段階的に減額し、33年度に廃止する旨の通知がございました。この通知を受け、当広域連合では、県内54全市町村に意向調査を実施、その結果を受け、国の施策に合わせて、当広域

連合も平成31年度より段階的に減額し、33年度をもって廃止することを決めたところでございます。

具体的に申し上げますと、31年度は平成29年度の交付額の4分の3を上限に、32年度は4分の2を上限に、それぞれ市町村に助成し、平成33年度をもって助成を廃止する予定でございます。

次に、市町村の状況でございますが、平成33年度で廃止する旨の通知につきましては、平成30年10月に県内全市町村に通知したところでございます。市町村の状況につきましては、例年国から通知がございました7月に当該年度の事業の実施予定について確認をしているところでございます。

次に、県とともにどういった連携を図っているかについてお答えいたします。

千葉県との連携につきましては、糖尿病性腎症の重症化予防を重点課題として県が設置しております千葉県糖尿病性腎症重症化予防対策推進検討会の委員として参画し、連携を図っております。また、千葉県で行われております研修会には、市町村国保を初め、私ども広域連合の職員も参加し、県内や他の広域連合の好事例の情報提供を受け、それを市町村にも情報提供し、共有を図っております。

今後も、県と連携を図り保健事業を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平野明彦君） 大越登美子議員。

○26番（大越登美子君） ご答弁ありがとうございます。では、再質問させていただきます。

①といたしまして、保健事業について順番にさせていただきたいと思っております。

これまでも広域連合が行う保健事業に市町村との連携は進められてきたものと思っております。保健事業の現状については、平成30年10月に行われました高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する検討会、資料を拝見いたしますと、平成28年度統計ですが、事業費の96.5%が健診や人間ドックです。内訳は健康診査が87%、人間ドックが6%、歯科健診、ジェネリック医薬品使用促進が2%、訪問指導など1%。重症化予防等の取組は進んでおりませんでした。

県内の保健事業に関して、平成29年度実施状況の資料からも、市町村の取組をされておられますけれども、今後も広域連合、主体的に行っていくというふうな理解でよろしいかという1点と、全国統計には広域連合の直営と市町村委託として保健事業を行

っていますけれども、高齢者を取り巻く環境整備を進めていくに当たって、今後の広域連合のあり方、方向性を伺いたいと思います。

②の方向性に関しては、先ほどのご答弁で理解いたしました。

人間ドックについて質問いたします。人間ドック費用助成に関してはご答弁いただきましたけれども、インセンティブ措置に基づく特別調整交付金を活用するという一方で、一体的な取組であろうと解釈するんですけれども、平成33年度以降、市町村に助成が出るか出ないかというはっきりしたことを伺いたかったんですが、それは先ほどのご答弁でちょっとはっきり伺いたいなと思いますので、もう一つお願いしたいなと思います。

それから、もう一つの再質問の④になりますけれども、低栄養防止・重症化予防に関してなんですが、これは健保組合、協会けんぽ、国保、保健事業においても、重症化予防は医療機関と連携し、受診や勧奨、保健指導などにより実施されております。そして、75歳になったときに困ってしまうのが、後期高齢者医療において取組が追いついていない状況だと思います。

先日、懇談会を傍聴させていただきました。先ほど大木議員からもお話がありましたけれども、議論があったかという話の中で、私はちょっとなかったようにも感じますけれども、資料をいただきました。第2期保健事業実施計画の資料ですね。新規事業として具体的に示されておりました。

そこで伺いたいんですが、目標値を計画1年目、2年目というふうに定めており、6年目は15市町村となっていたんですけれども、これ、1年ごと、3か所増えるというふうなことになるんですけれども、その理由ですね。伺えたらと思います。市町村からのまた手挙げ方式なのかを伺いたいと思います。

それから、下の2の質問のほうになりますけれども、後期高齢者の窓口のあり方なんですが、これも先ほど考え方を伺いまして、最後のとりでだというふうに思いますので、これはさらなる要望をしていただけないかと思います。

最後の市町村の取組状況、これなんですけれども、先ほど大木議員からもお話がありました匝瑳市議会では、後期高齢者の窓口負担の見直しに当たり、全会一致で議決したというふうな経緯を伺いました。このような他市の情報を知りたいと思うんですけれども、本来、全国後期高齢者医療広域連合協議会が国に対して要望している内容に市町村議会が後押しすることというふうに理解したいところなんですけれども、また、市町村の取組状況は理解できないところだと思いますけれども、要望内容の説明については必

要に感じております。

ホームページにも出ていますけれども、私も初めてこの議員選出になりまして、事務局や議員の選出がころころ変わるということの中で慣例になっているんじゃないかなというふうに思います。事前に要望の内容がホームページでアップできないかというふうに伺っているんですけども、できないということで、ご提案なんです、議会の資料に回答をいただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（平野明彦君） 答弁を求めます。菅野朋之資格保険料課長。

○資格保険料課長（菅野朋之君） 窓口負担のあり方について、今後も要望していかないのかということについてお答えさせていただきます。

当広域連合におきましても、制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から大変重要なことと考えております。今後も国の動向を注視し、引き続き要望していきたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（平野明彦君） 増田浩子給付管理課長。

○給付管理課長（増田浩子君） 高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する仕組みについての見解ですが、昨年度、30年12月に有識者会議の報告書が出たばかりで、まだ具体的に私どものほうに厚生労働省のほうから通知が来ておりません。この通知が来次第、私どものほうも今後の仕組み等を検討してまいりたいと考えております。

それと……

○議長（平野明彦君） 申し訳ございませんが、申し合わせの時間を過ぎましたので、答弁を終了させていただきます。

以上で大越登美子議員の一般質問を終わります。

次に、石井芳清議員。

〔53番 石井芳清君 登壇〕

○53番（石井芳清君） 53番、石井です。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。2点であります。

1点目は、あはき療養費、あんま・はり・きゅう療養費受領委任制度についてであります。

厚生労働省は、平成30年7月3日付の連絡文書で、同制度の導入の協力要請が各保険

者に出されているというふうに理解をしています。この国の示した制度、そしてまた、本連合は、この協力要請にどのように対応するのかについて伺いたいと思います。

2点目であります。2点目は、後期高齢者でのさまざまな知見を若い世代、県、市町村とあるわけでありますが、健康づくりに生かす仕組みについて伺いたいと思います。

政府は、若い世代への負担の共有を強調しておりますが、健康づくりの情報の共有こそ充実すべきだと考えております。本日、新年度事業の説明を受けましたが、被保険者の負担増の一方で、健康づくり及び健診の受診率の目標到達状況、また県内の状況なども先ほど出されましたが、なかなか遅々として進まないのが実態であります。

そしてまた、全国の保険料の状況を見ましても、これは今年の3月に事務局より議員のほうに送られてきた全国の一覧であります。年額で平成30年度の平均保険料が4万円台から、高いところでは約10万円ということで、全国を見ましても倍以上の保険料の差が出ております。

これは、いわゆる総医療費、一方では健康づくりですね。県民全ての健康づくりの結果だろうというふうに考えております。こういう本連合の持つ知見、国民健康保険、社会保険、共済保険など若い世代の知見、このフィードバックについてどのように考えているのか。また、介護保険等の連携も重要であるというふうに考えておりますが、これについて連合としてどのような考えをお持ちなのか、伺いたいと思います。

以上です。

○議長（平野明彦君） 増田浩子給付管理課長。

○給付管理課長（増田浩子君） 私のほうから、2点のご質問にお答えいたします。

初めに、あはき療養費受領委任制度の本連合の対応についてでございますが、あはきの受領委任の導入につきましては、厚生労働省より平成30年6月に、平成31年1月1日から受領委任の取り扱いの制度を開始する旨の通知がございました。このことから、当広域連合におきましては、平成31年4月1日から受領委任制度の取り扱いを開始することとし、平成30年12月3日付で、千葉県国民健康保険団体連合会を經由し、国民健康保険中央会に受領委任の契約に係る委任状を提出したところでございます。

次に、後期高齢者でのさまざまな知見を若い世代の健康づくりに生かす仕組みについてのご質問にお答えいたします。

現在、市町村の国民健康保険の代表者や、当広域連合、社会保険などの保険者と千葉県とで構成しております千葉県保険者協議会において、加入者の健康づくり推進に当た

り、保険者間の問題意識の共有等を図っているところでございます。厚生労働省より示されております「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」におきましては、国は、他の医療保険者等との連携が重要であるとしており、国保データベース等の機能拡充などの必要な環境整備に努めるとしております。

今後、国よりご指摘のような仕組みの方向性が示されましたら、連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○53番（石井芳清君） 53番、石井です。

まず、あはきであります。制度導入ということで、具体的な日程については了解いたしました。

もとに戻るのであります。この今回の制度、国が示した制度、これまでと違いがあるのかどうか。それから、この制度運用について事務官としてどういう注意をしているのか。これら被保険者の方々、高齢者の方々が気軽に制度が今まで以上に利用できるということであろうというふうに思うんですが、果たしてそうであるのかどうかについて伺いたいというふうに思います。

○議長（平野明彦君） 増田浩子給付管理課長。

○給付管理課長（増田浩子君） まず、あはきの今までの制度との違いでございます。

こちらにつきましては、受領委任に関する契約に基づきまして、地方厚生局や都道府県は、施術所に対して管理、指揮監督ができるようになります。指揮監督に従わない施術所については、受領委任の取り扱いを中止したり、償還払いの取り扱いに変更することがございます。こういった意味で、私どものほうとしては、窓口での負担の軽減にはなると考えております。

あと、今後どういうことに注意をしていくべきなのかということについてでございますが、不正対策について明文化されております。こちらにつきましては、患者本人による請求内容の確認をしたり、領収書や明細書の交付をしたり、同意書の添付をしたりというような不正対策が図られているところですので、こちらに対して注意をしてまいりたいと考えております。

それと、被保険者の対応についてでございますが、被保険者につきましては、受領委任を開始した施術所で施術をされる場合には、今までと何も変わりがなく、被保険者への影響はないと考えております。

以上でございます。

○議長（平野明彦君） 石井芳清議員。

○53番（石井芳清君） 53番、石井です。

了解いたしました。これに限らず、今後とも高齢者の方々が各種制度を気軽に利用できるように、引き続き改善を求めたいというふうに思います。

それから、質問ではありませんが、この一般質問、最後、私、本連合の議員となりまして4年を迎えるわけでありますが、今般の質問の2点を含めまして、本制度、課題が山積みをしているというふうに理解をしております。日本の国に生まれてよかった、暮らしてよかった、生きてよかったと全ての国民が享受されるような、そして日本の豊かさを全ての国民がひとしく受けられるような制度と運用の改善を求めて質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（平野明彦君） 以上で、石井芳清議員の一般質問を終わります。

次に、大木傅一郎議員。

[33番 大木傅一郎君 登壇]

○33番（大木傅一郎君） 一般質問を行います。

第1に、制度導入して10年、被保険者の負担増の総実態と、今後の負担増の見通しについて伺いたいと思います。とりわけ2割負担にしようというような動きがありますので、さらに広域連合としては負担の状況というのは厳しさを増しているわけですから、その辺について詳しくご説明をいただきたい。

第2点として、高齢者が安心して安全な医療を受けられるため、広域連合としての対策、対応について問うものであります。

以上です。

○議長（平野明彦君） 答弁を求めます。米山和喜事務局長。

○局長（米山和喜君） 事務局長の米山でございます。

私のほうから、高齢者が安心して安全な医療を受けられるための広域連合としての対策、対応についてにお答えいたします。

当広域連合といたしましては、持続可能で安定した保険財政運営のための支援や窓口負担の現状維持などについて、必要に応じ国への要望を行っていくとともに、医療費の適正化や、市町村と連携しながら保健事業等を実施することで医療費の抑制に取り組ん

でまいります。

今後とも、国の動向等を注視しながら、県内の被保険者の皆様が安心して必要な医療を受けられるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（平野明彦君） 鶴岡 徹総務課長。

○総務課長（鶴岡 徹君） 総務課長でございます。

被保険者の負担増総実態と今後の負担増の見通しについてお答えいたします。

後期高齢者医療制度では、広域連合が医療機関へ支払う医療給付費の約1割を保険料として被保険者の方にご負担いただいております。医療給付の今後の状況を予測することは困難でございますが、1人当たりの医療給付費は、通年の実績として一番古い平成21年度が69万5,867円だったところですが、平成29年度は、暫定値でありますけれども75万5,340円となっております。25年度以降の伸び率は1%から2%台で推移してございます。

以上でございます。

○議長（平野明彦君） 大木傳一郎議員。

○33番（大木傳一郎君） 先ほど私、討論でも指摘したわけですがけれども、制度そのものにさまざまな矛盾というのか問題点があります。そのときに、1人当たりの保険料の調定額もばらばら。でも、全県一律で課税というのか、徴収すると。特に千葉県の場合は、1人当たりの保険料の調定額が全国第10番目と非常に高い状態になっているわけですね。ですから、そういう状況の中で減免の実態はどうかというと、年間で92件。極めて少ないですよ。これ、減免制度の規定というのはちゃんと設けているんでしょうね。その辺、伺いたい。

そのほか、討論で指摘された医療費の高いところと低いところの差額というのは大変な差になっているわけですよ。そういうやはり矛盾というのか、やはり広域連合として問題意識を持って何らかの手を打つと、これは必要じゃないんですか。その点についても伺いたい。

とりわけ当面の緊急問題としては、1割負担の継続をやはり堅持していく。そのために広域連合として、やはり独自に行動を起こす、アクションを起こすということが必要だと思うんですが、その点についてはどうなのか。

それから、参考までに伺いたいんですが、平均寿命は喜ばしいことですよ、平均年

年齢が高いということは。しかし、平均年齢が高くなると保険料の負担が重くなるという、いわゆる矛盾があるわけですよ。全県の平均寿命の実態調査というものの数値はありますか。全てをここで出せということじゃなくて、高いところと低いところの状況、それから、後ほど結構ですから、平均寿命の実態の調書を全議員にご配布方お願いしたいと、このように思うんですが、いかがでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（平野明彦君） 鶴岡 徹総務課長。

○総務課長（鶴岡 徹君） 総務課長でございます。

国へのアクションということでございましたが、当広域連合といたしましては、持続可能で安定した保険財政運営のための支援や窓口負担の現状維持などについて、必要に応じ国への要望を行ってまいりますとともに、医療費の適正化や、市町村と連携しながらの保健事業等の実施によりまして医療費の抑制に取り組んでまいります。

また、今後とも国の動向等を注視しながら、全国協議会を通じた要望等に努めてまいります。

私からは以上でございます。

○議長（平野明彦君） 菅野朋之資格保険料課長。

○資格保険料課長（菅野朋之君） 減免について、ちゃんと定めがあるのかというご質問にお答えします。

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第20条において、保険料の減免について定めております。

私のほうからは以上になります。

○議長（平野明彦君） 大木傅一郎議員。

○33番（大木傅一郎君） いわゆる国への要望というのは、やはりこの制度そのものが、国が狙ってつくったわけですから、国の努力というのか、やり方が、県連合のやはり事業に重大な影響がある。とりわけ1割負担の継続を求めることに関しては、全国連合に話をして、全国連合から政府にという、こういう間をおくやり方ではなくて、やはり県連合として独自の行動を起こすべきですよ。匝瑳市はやったんですよ。みんながやれば大きな力になる。県連合がまず先頭に立って独自の意見を発信すると。やっているところがあるでしょう、全国では。県連合としてはやったんですか。そういうところを私は聞いているわけですよ。

それから、答弁にはなかったんですが、減免規定の問題は、いわゆる条例云々ということを行いましたけれども、いわゆる申請減免というのか、いわゆる基準を明確にしたものを示して規定をつくっていただきたい。

それから、平均寿命の話が答弁がなかったんですが、それをぜひお聞かせいただきたいというふうに思います。

やはり討論でも述べましたけれども、支払いにこんな、いわゆる年金から天引きですからね、払えないけれども払うと。私はこれは、年金というの生活を支えるお金ですから、生活を困難にさせるわけですよ。生活の困難を顕在化させる。ですから、この年金からの天引きは、連合としてはもうこれは自動的に入るわけですから、そこに大きな問題がありますので、やはり支払いに関しての相談に応ずる体制をもうちょっと本気になって創造していただきたい、確立していただきたい。

先ほど何人かからもお話がありましたけれども、健康増進事業の保持増進について、法的にはこれは努力義務じゃないですか。努力義務だから案外腰が入らないんですよ。やはりきちんと健康増進の事業をやらなければならないという、そういう規定をやはりつくるべきですよ。ぜひ当事者の声をもっとストレートに届くようなシステムづくりにご尽力いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（平野明彦君） 鶴岡 徹総務課長。

○総務課長（鶴岡 徹君） 要望に関してでございますけれども、これは全国協議会を通じて上げているわけですが、市町村からも意見照会をして意見を募り、それを千葉県連合として全国協議会に乗せ、要望していき、全国協議会は、全国の各都道府県にある広域連合の要望を踏まえて、全国の47の広域連合が力を合わせて要望していくという、そういう取組を行っているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（平野明彦君） 菅野朋之資格保険料課長。

○資格保険料課長（菅野朋之君） 私のほうから、徴収体制についてお答えさせていただきます。

徴収業務につきましては市町村の事務となっておりますので、各市町村において適切に対応していただいているものと認識しております。

以上です。

○議長（平野明彦君） 増田浩子給付管理課長。

○給付管理課長（増田浩子君） 平均寿命につきましては、第2期データヘルス計画の策定時に27年度の健康寿命の指標化に関する研究から抜粋したものがデータヘルス計画のほうに載っているんですが、これでいきますと千葉県の男性が80.63歳、全国平均が80.20歳になっております。千葉県の女性が86.71歳、全国平均が86.61歳、この状況になっております。

それとあと、長寿・健康増進事業の高齢者の低栄養・重症化予防事業についてでございますが、こちらに関しましては、国からの特別調整交付金を用いまして、私ども、財政支援しているところでございます。ご指摘のとおり、少しでも多くの市町村に事業を実施していただきたいと私どもも考えておりまして、取り組みやすいモデル事業を作成し、先月1月に各市町村に提示したところでございます。

今後も保健事業推進のため、市町村と連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平野明彦君） 以上で、大木傳一郎議員の一般質問を終わります。質問3回目を終わりましたので。

次に、金丸和史議員。

[29番 金丸和史君 登壇]

○29番（金丸和史君） 29番、印西市議会選出の金丸和史です。

通告に基づきまして、平成31年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会において一般質問をさせていただきます。

この広域連合が発足して以来、議員を務めさせていただきました。その中で、広域連合議会の議長並びに広域連合の監査委員を務めさせていただき、貴重な経験の機会を与えていただいたことに、この場をおかりしまして感謝を申し上げたいと思います。余談となって申し訳ございません。さて、一般質問に入ります。

1、マイナンバーについてでございます。

①保険給付の申請書類の様式に記入欄がないものがあると思うが、なぜ記入欄がないものがあるのか、1点目です。

②今後の対応はどのようにしていくのか（後期高齢者にわかりやすい説明とアプローチが必要だと考える）。

3問目です。③今後、医療分野において活用が拡大されていくと考えるが、現段階で把握している内容を答弁願いたい。

以上、一般質問とさせていただきます。

○議長（平野明彦君） 答弁を求めます。鶴岡 徹総務課長。

○総務課長（鶴岡 徹君） マイナンバーについてお答えいたします。

申請書類等へのマイナンバーの記入につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則により定められた事務に係る様式についてのみ番号記入欄を設けております。他の様式につきましては記入欄を設けていないところでございます。

被保険者へのわかりやすい説明のための今後の対応といたしましては、広報紙、ホームページなど、当連合の広報媒体を通じまして、マイナンバーの活用により手続の際に証明書等添付書類を省略できるなどのメリットを周知するよう努めてまいります。

今後の医療分野における活用拡大については、被保険者資格のオンラインによる確認につきましては、国では2021年3月をめどに保険者において段階的に導入し、おおむね2年以内の本格運用を目指しているものと聞いてございます。

私からは以上でございます。

○議長（平野明彦君） 金丸和史委員。

○29番（金丸和史君） 再質問はございませんけれども、今後、恐らくマイナンバーが拡大されていくものと思います。恐らく様式についても、ほかの医療保険、あるいは社会保険、雇用保険とかも、かなりマイナンバーを記入する欄が増えているという状況にあります。今後また労災についても、恐らくそのようなことが入ってくるんだろうと思いますので、今後高齢者の方もいらっしゃるし、制度周知に努めていただくことと、マイナンバーの普及についても広域連合として取り組んでいただければというふうに思います。

以上です。答弁は必要ございません。

○議長（平野明彦君） 以上で一般質問を終わります。

◎閉会中の継続調査の許可

○議長（平野明彦君） 次に、日程第7、閉会中の継続調査の許可を議題といたします。

議会運営委員会副委員長から、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

副委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野明彦君） ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（平野明彦君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

議員の皆様におかれましては、お忙しい中、長時間にわたり慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成31年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。

お疲れ様でございました。

閉会 午後 0時18分

議 長 平 野 明 彦

署 名 議 員 石 神 市 太 郎

署 名 議 員 宮 坂 奈 緒

議 決 結 果

| 議案番号 | 件 名 | 議決年月日 | 議決の結果 |
|--------|--|------------|-------|
| 議案第 1号 | 千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について | 平成31年2月18日 | 同 意 |
| 議案第 2号 | 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 平成31年2月18日 | 可 決 |
| 議案第 3号 | 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 平成31年2月18日 | 可 決 |
| 議案第 4号 | 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 平成31年2月18日 | 可 決 |
| 議案第 5号 | 平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号） | 平成31年2月18日 | 可 決 |
| 議案第 6号 | 平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号） | 平成31年2月18日 | 可 決 |
| 議案第 7号 | 平成31年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 | 平成31年2月18日 | 可 決 |
| 議案第 8号 | 平成31年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算 | 平成31年2月18日 | 可 決 |